

登米市 1

事業名	登米市住まいサポート事業補助金（住宅取得補助金）
事業主体	登米市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	登米市に移住・定住するために住宅を新築又は購入（中古住宅を含む）した方に住宅の取得に要する経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	<下記を全て満たす方> （１）市内に住宅を新築又は購入により取得し入居した転入者の方で、取得から６か月以内の方 （２）新築または購入した住宅に引き続き５年以上生活の本拠として居住する意思がある方 （３）市税等の滞納がない方及び暴力団員でない方 （４）登米市への転入前に過去１年以上登米市外の市区町村に住所を所有していた方
補助金額等	○補助対象経費等 （１）申請日において転入から２年以内で、かつ住宅を取得した日から６ヶ月以内の方への補助住宅本体の取得経費総額（新築：５００万円以上、中古３００万円以上）の１０分の１とし、 ・世帯区分Ⅰ（申請者及びその配偶者が４０歳未満の世帯） 限度額５０万円（中古の場合は２５万円） ・世帯区分Ⅱ（世帯区分Ⅰに該当しない世帯） 限度額３５万円（中古の場合は１７万５千円） ○加算額 ・市内に本店がある法人又は住所を有する個人事業主による新築住宅取得で１０万円を加算 ・中学生以下の同居扶養親族（交付申請時）１人につき５万円を加算（制限なし）
補助申請期間	住宅を取得した日から６か月以内 ※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。
その他	登米市のホームページに「交付申請の手引き」「申請書様式」を掲載しています。 ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/machi/shiseijoho/ijuteju/jutakushutoku/sumaisupport.html
お問合せ先	登米市まちづくり推進部まちづくり推進課 ふるさと定住係 ０２２０－２３－７３３１ mail : tome-life@city.tome.miyagi.jp

登米市 2

事業名	登米市空き家改修事業補助金
事業主体	登米市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	登米市空き家情報バンクに登録した空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家の改修等に要する経費の一部を補助するもの。
補助対象要件	登米市空き家バンクに登録した空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家の所有者及び入居者 ※空き家の所有者と入居者との間で賃貸借契約又は売買契約を締結している場合に限る <補助の条件等> ①登米市空き家情報バンクに登録された空き家又は登米市空き家等利活用促進プラットフォーム事業により売買契約若しくは賃貸借契約を締結した空き家であること。 ②補助金の申請年度内に改修等の完了が見込まれること。 ③入居者が改修等を行った空き家に住民票を移し、改修等が完了した日から起算して5年以上定住すること。 ④改修等に要する経費が10万円以上であること。
補助金額等	改修等の2分の1、50万円を限度として補助
補助申請期間	売買契約又は最初の賃貸借契約を締結した日から1年を経過するまで ※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。
その他	登米市のホームページに詳細を掲載しています。 ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/jyutakutoshi/shisejoho/ijuteju/bank/akiyakaisyu.html
お問合せ先	登米市建設部住宅都市整備課 住宅係 0220-34-2316 mail : jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp

事業名	登米市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金
事業主体	登米市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化防止のためのカーボンニュートラル実現に資することを目的に、住宅、自己所有の別荘及び事業用建物に木質バイオマス燃焼機器を設置する方に対し、設置費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	<以下の要件を満たす方> ①市内に居住し、かつ、市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者 ②交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う方、または引渡しを受ける方 ③すべての市税に未納がない方 ④当該補助金の交付をこれまでに受けていない方
補助金額等	○補助対象経費 ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機器及びボイラーの購入、設置に関する費用 ○補助金額 補助対象経費の3分の1又は10万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）
補助申請期間	令和8年4月1日から令和9年3月10日 ※予算が無くなり次第受付終了となりますので、事前に確認願います。
その他	登米市ホームページに「申請の手引き」「申請書様式」を掲載しています。 ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/shisejoho/machizukuri/kankyo/hojojose/jyuuutakuyosinene.html
お問合せ先	登米市市民生活部環境課 環境政策係 0220-58-5553 mail : kankyo@city.tome.miyagi.jp

登米市 4

事業名	登米市森林を活かす木造建築支援事業
事業主体	登米市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	市内産木材を使用した住宅等の新築又は増築に対し、市がその一部を助成することにより、木材需要の拡大を図り、林業の活性化、木材産業及び建築関連産業の振興を推進するもの。
補助対象要件	市内に住宅等を新築、増築、購入または改修する者で、市税等を滞納していない方。 1 新築又は購入 市内産木材を5㎡以上した建築物 ※購入の場合は当該住宅等の建築完了日前に売買契約を締結していること 2 増築、改築、改修 市内産木材を3㎡以上した建築物
補助金額等	○補助金額 1 基本額 市内産材使用量1立方メートルあたり3万円（上限45万円） 2 加算金 ①登米材使用加算 市内産森林認証材使用量1立方メートルあたり5千円（上限10万円） ※管理認証森林から生産された木材を、加工流通管理認証を受けた製材業者等が加工した木材 ②市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（杉材） 1平方メートル当たり1,000円以内（上限5万円） ③市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（広葉樹） 1平方メートル当たり4,000円以内（上限15万円） ④市内製材所加算（新築、増築または購入のみ） 使用する木材の50%以上に市内製材所から購入した市内産木材使用 15万円 ○最大45万円+10万円+5万円+15万円+15万円=90万円
補助申請期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 ※建築完了から起算して12か月以内。（前年度に建築が終了しているものでも可）
その他	登米市のホームページに「補助事業のお知らせ」「申請書様式」を掲載しています。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/shinko/shisejoho/noringyo/hojojigyo/tiikizai001.ht ml
お問合せ先	登米市産業経済部農林振興課 林業振興係 0220-34-2709 mail : norinshinko@city.tome.miyagi.jp

事業名	登米市結婚新生活支援事業補助金						
事業主体	登米市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を始める新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	令和8年 1 月 1 日から令和9年 3 月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たす世帯 ①補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が、申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日から 3 か月以上継続して市内に居住する意思があること。ただし、やむを得ない理由により、現住所を同一にできないと認められる場合は、この限りでない。 ②婚姻日（婚姻届を提示し、受理された日をいう。）における、夫婦のいずれかの年齢が39歳以下であること ③最新年度の所得証明書により証明された夫婦の所得額を合算した額から、貸与型奨学金の所得額の計算の基礎となった期間と同期間中の返済額を差し引いた金額が500万円未満であること。 ④夫婦の双方または一方が、別の補助対象世帯として、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと ⑤住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと ⑥夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入する場合においては、転入前の市町村税について滞納していないこと ⑦次のうちいずれかを夫婦双方が受講又は実施すること。 ・ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）の受講 ・プレコンセプションケアに関する講座の受講 ・医療機関への妊娠・出産に関する相談 ・共家事・子育て講座（男性の家事・育児のための講座を含む。）の受講
補助金額等	令和8年 4 月 1 日から令和9年 3 月31日までに支出した経費のうち、住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用を合計した額で、1 世帯あたり最大40万円を上限に補助。 (1).夫婦双方が29歳以下の世帯：最大40万円 (2).(1)以外の世帯：最大30万円 ※勤務先から住宅にかかる手当が支給されている場合は、その額を除く。 ※1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てて計算
補助申請期間	令和9年 3 月31日まで
その他	登米市のホームページに詳細情報を掲載しています。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

ホームページ	https://www.city.tome.miyagi.jp/kosodateshien/kekconsinseikatu.html
お問合せ先	登米市福祉事務所子育て支援課 子育て支援係 0220-58-5562 mail : kosodateshien@city.tome.miyagi.jp